

雇児保発第 0406002 号  
平成 19 年 4 月 6 日

都 道 府 県  
各 指 定 都 市 民 生 主 管 ( 局 ) 長 殿  
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

社会福祉法人が設置・経営する認定こども園に係る会計処理の取扱いについて  
(通知)

社会福祉法人が幼保連携型認定こども園を設置・経営する場合には、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）」第 15 条の規定により、当該認定こども園を構成する幼稚園について、私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）に基づく助成を受ける場合においても、助成開始の翌年度 4 月 1 日から 5 年以内に学校法人化する義務（同法附則第 2 条第 5 項関係）が課されないこととされているところである。

これを踏まえ、社会福祉法人が設置・経営する認定こども園に係る会計処理の具体的な取扱いについては、「保育所等の会計に関する調査研究報告書－平成 18 年度－」（社会福祉法人日本保育協会）を参考にし、適切な対応をしていただくよう、管内市区町村及び関係者に周知し、事業が円滑に実施できるようご配慮をお願いする。